

6 マンション改良工事助成の申込み

お申し込みいただける時期について

- ・融資承認通知の発効後、リフォーム融資の金銭消費貸借契約の締結までに、**助成申込みをし、交付決定を受ける必要があります。**
- ・**ただし、募集開始日から令和7年8月29日（金曜日）までに助成申込みを行い、助成申込日において融資実行日（融資金が管理組合の口座に振り込まれた日）から起算した日が150日を超過していない場合は、適用除外とします。**

■ 申込みに必要な書類を全て準備いただいた上で、マンション課に提出してください。

■ 申込みに必要な書類…申込みには、以下の（１）～（１５）が必要です。

（１）マンション改良工事助成申込書

- ・助成申込書には、表と裏があります。
- ・リフォーム融資借入申込みとマンション改良工事助成申込みとの間に、**理事長が変更**されている場合は、理事長の変更を承認した総会等の議事録（変更後の理事長の氏名を確認できるもの）を併せて提出してください。
- ・記入例を、本パンフレット８～１１ページに記載しておりますので、ご覧ください。

（２）委任状（管理組合員以外（管理会社、施工会社等）が申込書の連絡先になる場合）

- ・委任状の様式及び記入例は、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。→



（３）機構の「リフォーム融資借入申込書」の写し

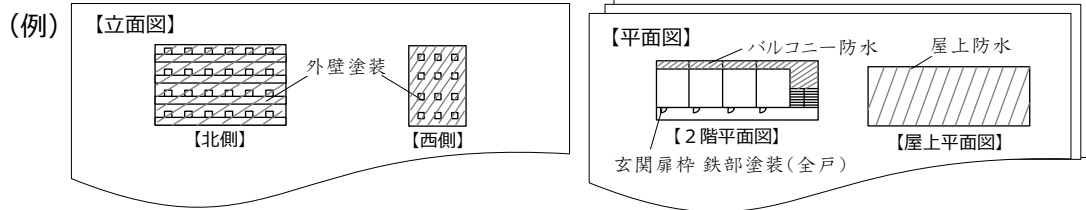
- ・機構受付年月日欄に記入又は押印がされているものを提出してください。

（４）機構の「融資承認通知書」の写し

（５）マンションの概要（平面図・立面図）及び修繕箇所を明示した設計図書※の写し

- ・平面図は全戸を把握できるもの、立面図は２面以上を提出してください。

※**修繕箇所を明示した設計図書**とは、主な工事種類（屋上防水、外壁塗装など）のそれぞれの修繕箇所が示された図面です。修繕箇所が図面で分かるものであれば、工事説明会の資料や、平面図及び立面図に工事種類とその工事を行う箇所を斜線等で書き込んだもので構いません。



（６）工事見積書又は工事請負契約書等に基づく請負代金内訳書の写し

- ・マンション改良工事助成申込書に記入した、融資対象工事費及び総工事費を確認できるものを提出してください。
- ・融資対象工事費に**予備費**が含まれる場合は、予備費を承認した総会議事録の写しを併せて提出してください（議事録に予備費の金額が記載されていない場合は、議案書の写しも提出してください。）。

（７）マンション管理規約の写し

- ・管理規約中に、修繕費の借入れ・償還に関する条項がないときは、借入れ・償還に関する総会議事録の写しを併せて提出してください。

（８）長期修繕計画（工事周期表のみでなく、資金計画表(修繕積立金の額等の年度ごとの収入、支出が分かる表)を含む。）の写し及び総会の議事録の写し

- ・現行の長期修繕計画を承認したことが分かる総会議事録等の写しを添付してください。
- ・最新の長期修繕計画に（９）の年度が含まれない場合は、（９）の期間が含まれる過去の長期修繕計画の写しも添付してください。

（９）申込書に記載した修繕積立金の年間積立額の算出根拠が分かる書類

- ・**直近過去の会計年度**又は**直近過去１年間**の年間積立額が分かるもの（収支報告書、管理規約の積立金一覧表等）を提出してください。

（１０）過去に修繕工事を実施している場合は、修繕履歴※を明記した書類の写し

※大規模修繕工事等の、修繕積立金を使用して行った修繕の時期、内容、費用等を記載したもの

（１１）耐震診断の実施に係る契約書の写し

- ・旧耐震基準のマンション（昭和56年（1981年）5月31日以前に建築確認を受けたもの）である場合のみ提出してください。
- ・耐震診断又は簡易な耐震診断は、一級建築士等が行ったものとします。

（１２）耐震診断の結果の概要が分かる書類

- ・旧耐震基準のマンションである場合のみ提出してください。

（１３）新築時の確認済証の写し、検査済証の写し又は建築確認台帳の記載事項証明書の写し

- ・確認済証の写し、検査済証の写しの**いずれか**をご提出ください。いずれもお手元にはない場合は、建築確認台帳の記載事項証明書※を取得の上、写しを提出してください。
※紛失した確認済証や検査済証の代わりに、特定行政庁が発行する証明書

（１４）修正用封筒（申込書等の修正をしていただく必要がある時に返信用として使用します。）

- ・A4用紙が入る大きさ(角2サイズ)（**申込送付時と同額の切手を貼り付けずに同封してください。**）
- ・修正がなければ「交付決定通知」送付時に切手のみ返送します。封筒一体型のもの（レターパック等）は、「交付決定通知」送付用封筒での返送ができないため、使用しないでください。
- ・委任状により、マンション改良工事申込が委任されている場合は、管理会社や施工会社等の住所を、委任されていない場合は、理事長又は管理組合の住所を記入してください。
- ・委任されている場合は、管理会社や施工会社等宛ての料金受取人払郵便もご利用いただけます。

（１５）「交付決定通知」送付用封筒

- ・A4用紙が三つ折りで入る大きさ（長3サイズ）に、**110円切手**を貼り付けてください。
- ・委任状により、交付決定通知受領が委任されている場合は、管理会社や施工会社等の住所を、委任されていない場合は、理事長又は管理組合の住所を記入してください。
- ・委任されている場合は、管理会社や施工会社宛ての料金受取人払郵便もご利用いただけます。

（１６）東京都耐震マーク交付申請書及び添付書類【任意】

- ・申込時に、東京都耐震マーク表示制度の申請を希望される場合のみ、提出してください。
- ・詳細は、東京都耐震ポータルサイト(<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>)をご覧ください。